

# 介護施設等の在り方に関する委員会

## 【設置目的】

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

## 【検討事項】

- (1) 介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- (2) 介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- (3) その他

## 【開催状況】

### 第1回(平成18年9月27日)

- ・ 療養病床の再編成について
- ・ 介護施設等のサービスの現状について 等

### 第2回(平成18年12月15日)

- ・ 我が国における高齢者の住まい等の状況について
- ・ 諸外国の施設・住まい等の状況について 等

### 第3回(平成19年3月12日)

- ・ 療養病床アンケート調査結果について
- ・ 療養病床の入院患者の状態像と必要なケアについて 等

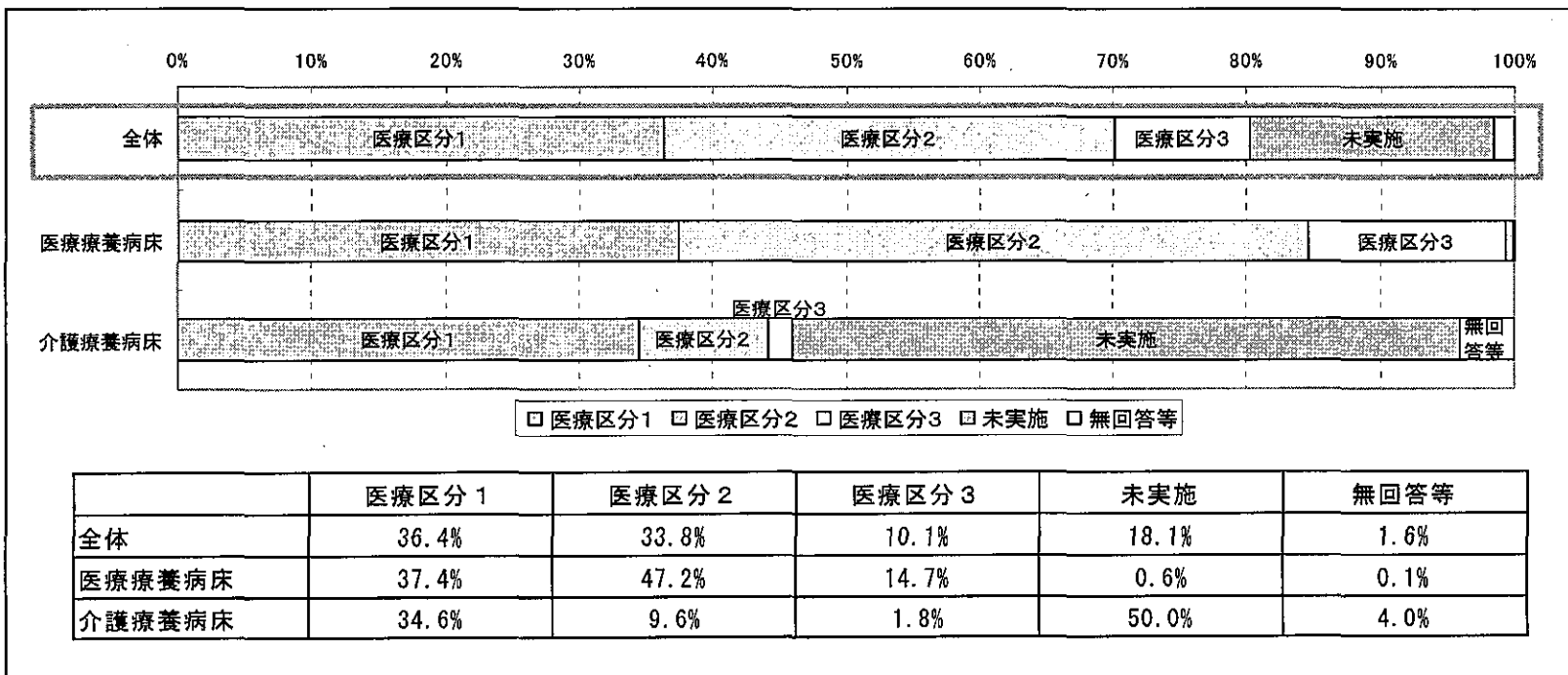
# 療養病床の入院患者の状態像と 必要なケアについて

# 1. 療養病床入院患者の状況

## (1) 医療区分の状況

○ 療養病床に入院している患者の医療区分については、医療区分1が36.4%、医療区分2が33.8%、医療区分3が10.1%、未実施が18.1%となっている。

### 療養病床に入院している患者の医療区分毎の割合

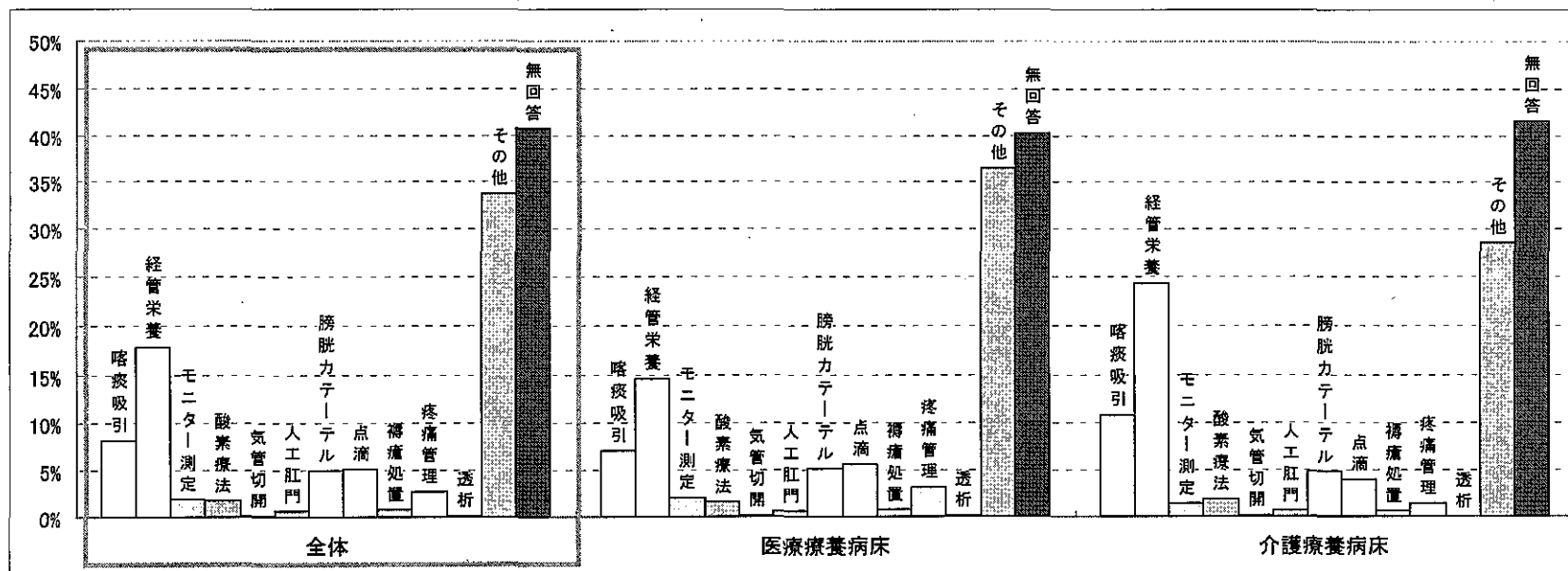


【資料】療養病床アンケート調査（平成19年3月厚生労働省）

## (2) 医療区分1の患者に対する医療処置の状況

- 医療区分1の患者に対して1ヶ月間に行われた医療処置を多い順からみると、経管栄養（17.9%）、喀痰吸引（8.3%）となっている。
- 患者が受けている医療処置の内容を問う質問に対し、40.8%の患者（医療区分1）について無回答であった。

### 療養病床に入院している医療区分1の者に行われる医療処置



※ 「喀痰吸引」から「その他」までの医療処置については重複回答あり。

(注1) 1日8回以上の「喀痰吸引」は医療区分2と区分される。

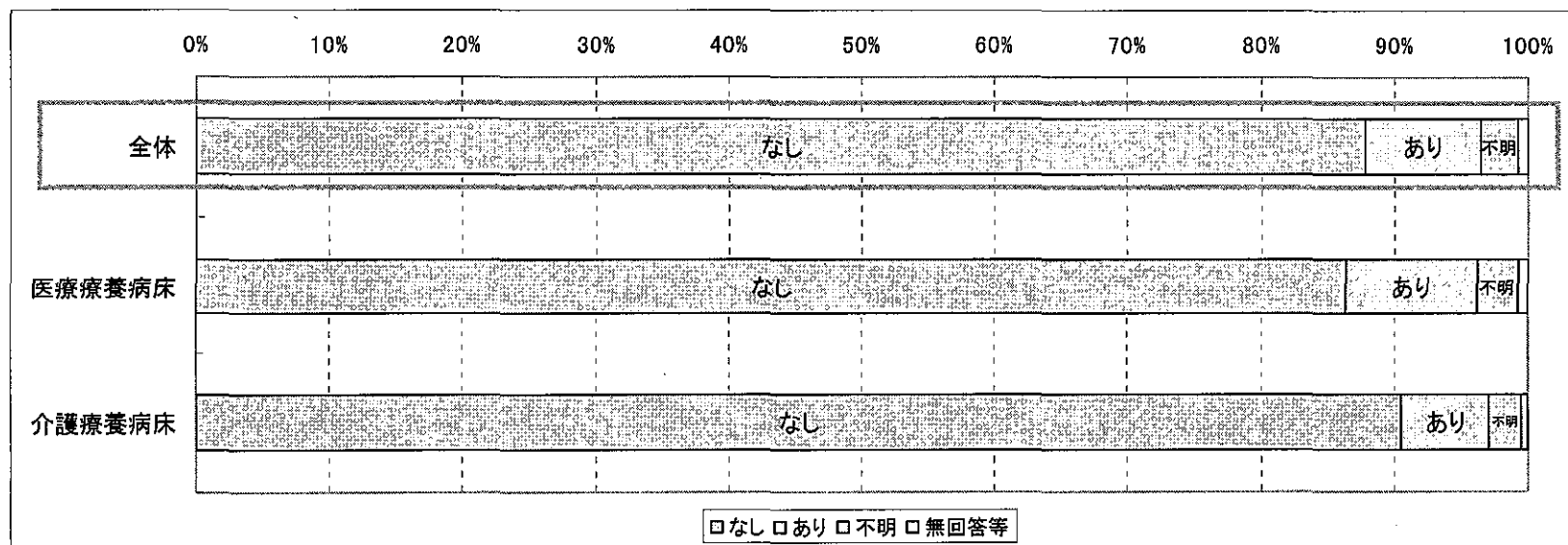
(注2) 発熱又は嘔吐を伴う場合の「経管栄養」(経鼻・胃瘻等)は医療区分2と区分される。

【資料】療養病床アンケート調査(平成19年3月厚生労働省)

### (3) 3ヶ月以内の急性増悪の有無(急性期病院への転院等)

○ 過去3ヶ月以内に、急性増悪により、急性期病院へ転院、一般病床へ転棟などがあり、治癒後、再度同じ病院へ入院した患者の割合は、なしが9割弱、ありが1割弱であった。

#### 3ヶ月以内の急性増悪の有無

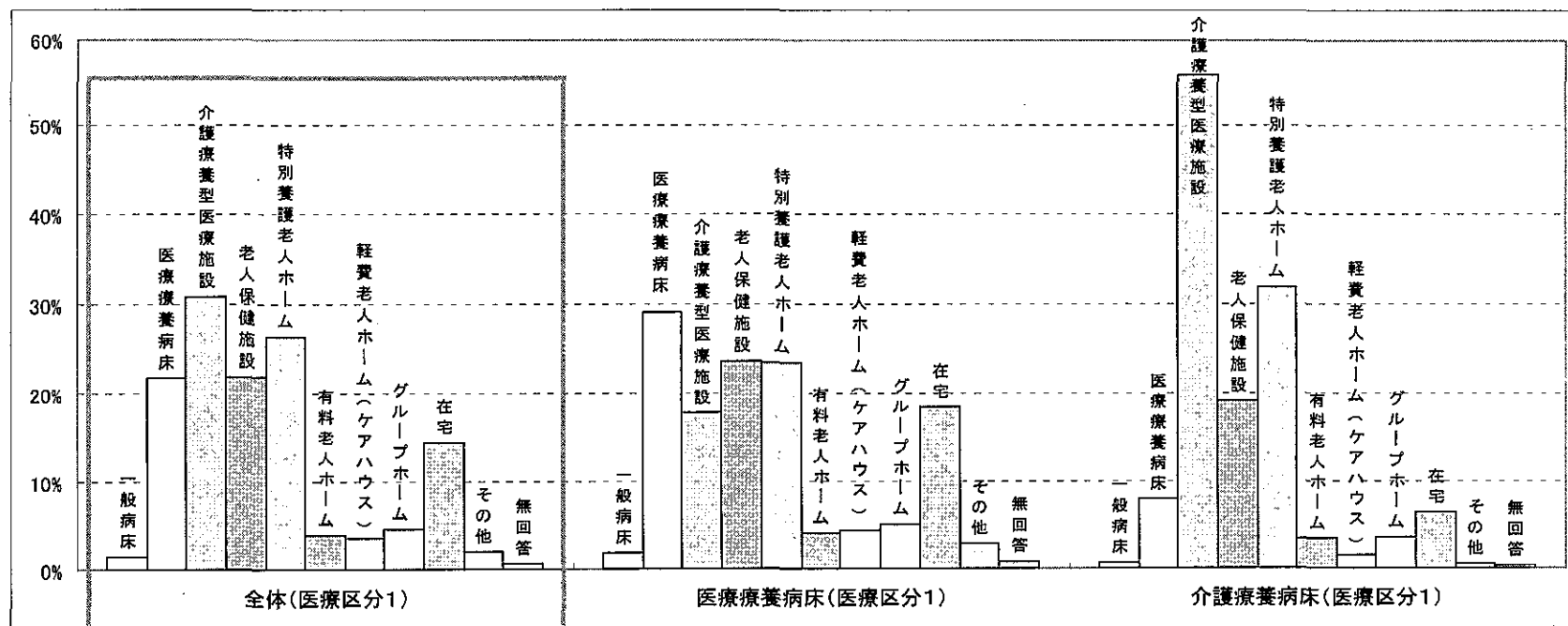


【資料】療養病床アンケート調査(平成19年3月厚生労働省)

#### (4)療養病床入院患者にとって対応が望ましいと考えられる施設等(医療区分1)

- それぞれの施設等の機能や、本人の医療や介護の必要性等を踏まえて対応が望ましいと考えられる施設等については、医療区分1の患者の場合、
- ① 療養病床（医療療養病床、介護療養型医療施設）が約5割
  - ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護施設等が約5割
  - ③ 在宅が1割強となっている。

療養病床入院患者にとって対応が望ましいと考えられる施設等(医療区分1)



(注) 対応が望ましいと考えられる施設等については、重複回答可となっている。

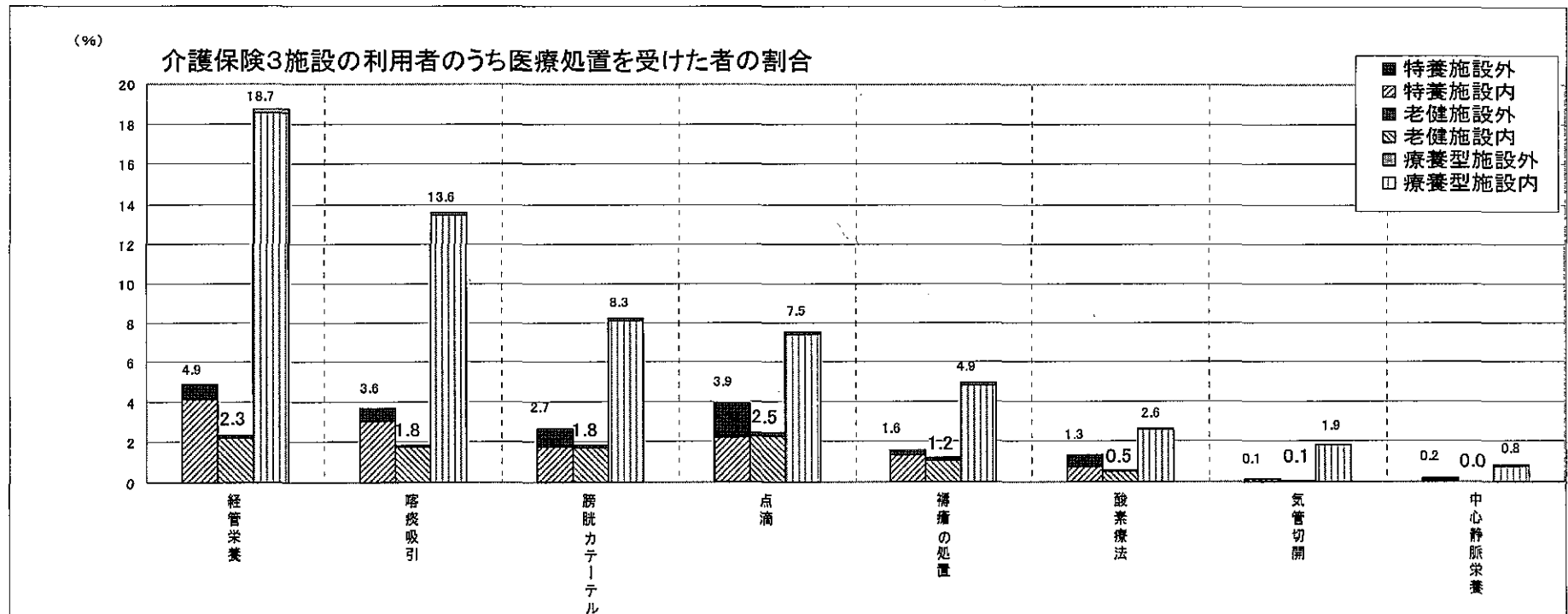
【資料】療養病床アンケート調査(平成19年3月厚生労働省)

## 2. 現在の介護保険サービスにおける医療等への対応

### (1) 介護保険3施設における医療処置への対応

#### ① 介護保険3施設における医療処置の提供状況

- 介護保険3施設における医療処置の提供状況は、施設種別によって違いはあるが、いずれの施設においても、経管栄養、喀痰吸引などの医療処置を実施している。
- 医療処置を受けた者の割合は、  
介護療養型医療施設 > 特別養護老人ホーム > 老人保健施設 となっている。



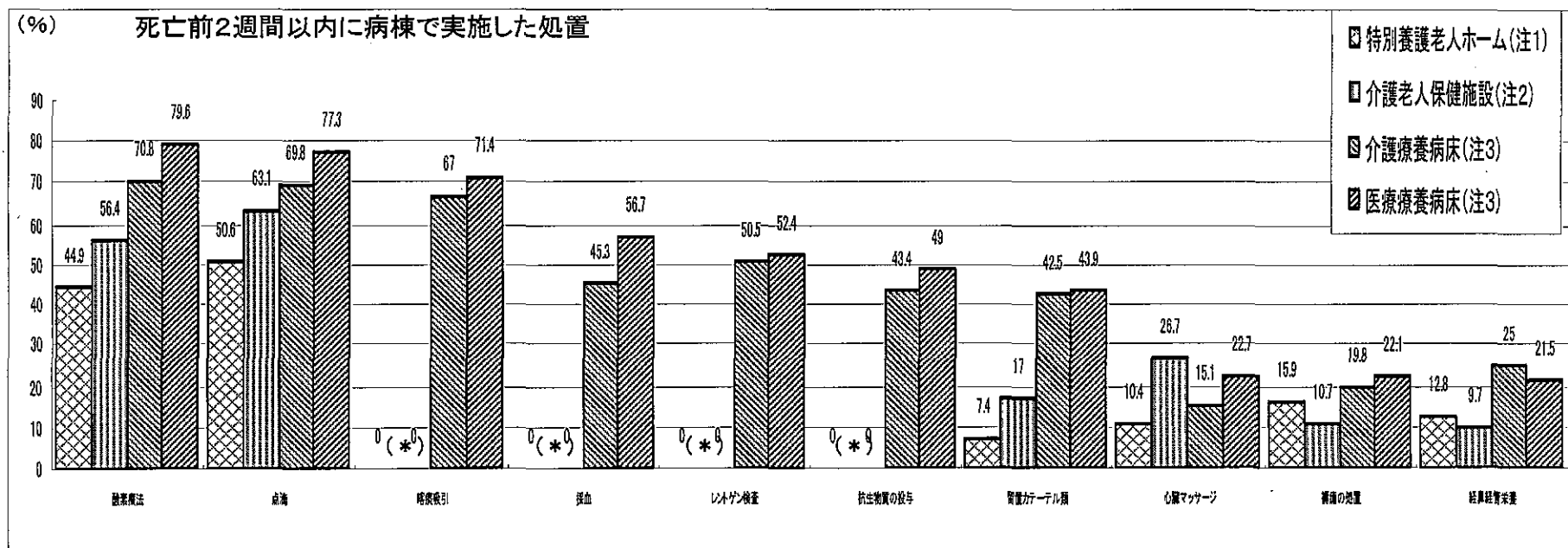
【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

注1) 標記グラフは、「他の医療機関での処置を受けた者」又は「施設内で処置を受けた者」を合計した人数を、各介護保険施設の利用者数で除したものの割合を示したものである。なお、「他の医療機関での処置」と「施設内の拠点」の双方を受けた者は重複されている。

注2) 平成13年10月1日時点の抽出調査

## ②療養病床、特養、老健における死亡前2週間以内に実施した処置の状況

- 患者の死亡前2週間以内に実施した処置の状況は、施設種別によって違いはあるが、いずれの施設においても、酸素療法、点滴などの医療処置を実施している。
- 患者の死亡前2週間以内に実施した処置としては、「酸素療法」、「点滴」、「喀痰吸引」の順に多い。



### 【資料】

(\*)については、調査項目として含まれていなかった項目

(注1) 「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究」報告書 平成15年3月医療経済研究機構  
(n=1811、調査時点・平成14年11月22日～12月25日)

(注2) 「介護老人保健施設における医療・介護に関する調査研究」報告書 平成16年3月医療経済研究機構  
(n=599、調査時点・平成15年12月4日～平成16年2月4日)

(注3) 「療養病床における医療・介護に関する調査」報告書 平成17年3月医療経済研究機構  
(医療療養n=353、介護療養n=212、調査時点・平成17年2月23日～年3月18日)



### ③ 医療サービスの給付財源

- 医療サービスは、施設種別により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。
- 経管栄養、喀痰吸引に係る指導管理については、いずれの施設でも介護保険で給付するものとして、介護報酬に包括的に評価されている。

手術・放射線治療 急性増悪時の医療等			
特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など)	医療保険で給付		
投薬・注射 検査(例:血液・尿など) 処置(例:胸腔穿刺など)		介護保険で給付	
医学的指導管理 (例:経管栄養、喀痰吸引、点滴、褥瘡の処置、酸素療法、気管切開、中心静脈栄養に係る指導管理など)			

特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設
-----------	--------	-----------

(2) 介護保険サービスにおける医療提供体制(特定施設を含む)

① 医師の人員配置

- 医師の人員配置基準は、  
 ①介護療養型医療施設は3以上、②老人保健施設は常勤1以上、③特別養護老人ホームは必要数となっている。  
 ○ 実際の配置状況は、  
 介護療養型医療施設 > 老人保健施設 > 特別養護老人ホーム となっている。

介護施設等の医師の人員基準と配置状況

		医療療養病床	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム	特定施設
医師	人員基準 (※1)	3以上 48:1以上(3人)	3以上 48:1以上(3人)	常勤1以上 100:1以上(1人)	必要数 (非常勤可)	—
	配置状況 (※2)	—	6.1	1.2	0.4	—

(※1) ( )内は、利用者100人として算出した数

(※2) 定員100人当たりの常勤換算従事者数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)